通所介護における外出については、厚生労働省の通知(※)において、次のとおり示されています。
※「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月17日老介第25号)

指定通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合に おいては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。

- イ あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること。
- ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。

また、三重県では従来から、加えて次の2点を条件として扱っているところです。

- 屋外でのサービスが頻回でないこと
- 屋外でサービスを提供する際に、屋内での通常のサービスを希望する利用者に対しても、人員基準等を 満たしたサービスを提供すること

類回については、事例によってその考え方も異なるものであり、一概に回数等が示されるものではありません。また、外出と同じ時間帯に、屋内でのサービスも提供する場合は、介護職員について、外出するグループと屋内のグループを、別単位に準じるものと捉え、各々に必ず配置するとともに、外出に際しては、看護職員についても、外出する利用者の健康状態、外出先でのサービスの内容、外出する人数等を勘案のうえ、可能な範囲で配置するよう努めてください。

以下については、通所介護における外出として想定される具体的事例において、参考までに、介護保険サービスとしての可否に係る考え方をお示しするものです。介護報酬に係る個別具体的な解釈及び判断については、保険者(市町等)へご相談ください。

	事 例	考え方 (介護保険サービスとしての可否)
1	旅行・ツアー的に行われるもの	●具体的には、日帰りの花見・温泉・買物ツア一等が想定されるが、介護保険サービスとしては、社会通念上、原則、不可と考える。 ●適切なマネジメントに基づき、通所介護のサービス提供の一環として、機能訓練等の目的及び効果が認められる場合は、あくまで頻回にならない範囲で、可能とも考えられる。
2	地元地域の行事への参加	●適切なマネジメントに基づき、通所介護のサービス提供の一環として、機能訓練等の目的及び効果が認められる場合は、社会通念上、可能と考える。 ●具体的には、地元地域の年中行事としての祭り、幼稚園や保育所のイベント等、至近距離内での行事への参加が想定される。
3	機能訓練として、近隣の店舗で買い物	●店舗での買い物を通じて、より効果的な機能訓練を行う場合は、可能と考えるが、そのためには、個別機能訓練加算(Ⅱ)(介護予防通所介護の場合、生活機能向上グループ活動加算)の算定が判断材料と考える。また、加算の要件を満たしきれず、算定していない場合であっても、個別機能訓練計画の作成、短期・長期目標の設定、評価の実施等を通じて、効果的な機能訓練ができていれば、準じているものと考える。
4	機能訓練として、事業所の近所を散歩	●個別機能訓練加算(I)又は(II)(介護予防通所介護の場合、生活機能向上グループ活動加算又は運動器機能向上加算)の算定が判断材料と考える。
(5)	事業所と同一建物内、又は、 隣接建物内の地域交流室、 喫茶・カラオケコーナー、 トレーニング室、浴室等 (事業所の指定区画外)の 利用	●通所介護事業所として指定された区画外の設備を利用するため、外出にはあたるが、併設の範囲内であることを考慮し、基本的には可能と考える。厚生労働省の通知に示されている「利用者に身近な社会資源(既存施設)を活用」にも該当すると考える。 ●もっとも、事業所の指定区画外の設備を利用するのは、例外であることに違いはなく、適切なマネジメントに基づき、利用者の希望等も勘案のうえで、必要性が認められるものであることが前提となる。
6	敷地内での散歩、庭いじり、 植物栽培等	●外出にはあたらず、通常の通所介護のサービスとして可能である。